

# 伊達市噴火湾文化研究所における公的研究費の不正防止計画

平成28年4月1日 教育長決裁

本計画は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日（平成26年2月18日改正）文部科学大臣決定）の趣旨を踏まえ、伊達市噴火湾文化研究所（以下「研究所」という。）における公的研究費の適正な運営及び管理に資することを目的とする。

## 1 責任体系の明確化

研究所における公的研究費の運営・管理を適正に行うにあたり、権限と体系を明確化し、不正行為に係る調査の体制及び手続等については、伊達市噴火湾文化研究所における科学研究費補助金の研究実施規程（平成28年教育委員会教育長訓令第2号。以下「科研費実施規程」という。）のとおり定める。

## 2 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

### (1) ルールの明確化・統一化

公的研究費に係る研究者、事務職員及び運営・管理に関わるすべての者（以下「研究者等」という。）にとってわかりやすいようにルールを明確に定め、ルールと運用の実態が乖離していないか、適切なチェック体制が保持できるか等の観点から検証を行い、ルールの明確化・統一化を図り、研究者等に対して周知徹底を図る。

### (2) 職務権限の明確化

- ① 公的研究費の事務処理に関する研究者と事務職員の権限と責任の範囲について、職務権限の周知徹底を行うとともに、研究者と事務職員間の意志疎通を活発にして理解の共有化を図る。
- ② 形骸化した処理を行っていないか、業務分担の実態が乖離していないかなど、業務分担や決裁手続を含めた適切な管理体制の在り方等について常に検証を行い、責任権限体系の明確化を促進するための改善措置を講じていく。

### (3) 関係者の意識向上

- ① 研究者等は日本学術会議声明「科学者の行動規範」（平成25年1月25日改訂）及び日本学術会議「科学研究における健全性の向上について」（平成27年3月6日回答）の趣旨や声明内容も踏まえ、自ら研究倫理の意識の高揚に努めるとともに、事務担当部署は不正使用防止に係る計画等の周知徹底と説明会等による啓発活動に取り組む。
- ② 研究者等に、自らのどのような行為が不正に当たるのかをしっかりと理解させるためにコンプライアンス教育を実施する。
- ③ 研究活動及び公的研究費の不正防止に係る説明会や外部資金の使用ルール等に係る説明会を開催し、研究者の意識向上を図る。
- ④ 事務担当者としての専門性の向上や人材育成の観点から、職員に対し教育・研修機会の充実を図る。
- ⑤ 競争的研究資金等の運営・管理に関わる全ての構成員から、研究所の定める誓約書の提出を求める。
- ⑥ 研究者等は研究倫理に加え、公務員としての強い自覚を持ち、公務員倫理の遵守を徹底する。

(4) 懲戒等

懲戒等に関しては、職員の懲戒処分等に関する基準（昭和42年伊達市訓令第1号）により処分等の措置を講じる。

3 不正を発生させる要因の把握と具体的な不正防止計画の策定・実施

(1) 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定

① 不正を発生させる要因がどこにどのような形であるか、研究者、事務職員等より統括管理責任者へ集積し、研究所全体の状況を体系的に整理・評価し、把握する。

② 把握した不正発生要因に対応する具体的な不正防止策を策定する。

(2) 不正防止計画の実施

① 統括管理責任者は、研究所全体の観点から不正防止計画の推進を担当し、定期的実施状況を確認のうえ、最高管理責任者に報告する。

② 最高管理責任者は、率先して不正防止に対応し、自ら不正防止計画の進捗管理に努める。

4 研究費の適正な運営・管理活動

(1) 適正な執行管理の推進

事務担当者は公的研究費等の予算執行状況を常に把握し、研究計画の円滑かつ適正な遂行をサポートする。

(2) 物品検収の確実な実施

研究所に納入されるすべての物品検収は事務担当部署においてこれを実施する。受領及び検収の双方を適切に受けていない場合は、支払手続を行わないものとし、物品検収の事務の流れについては、研究所内の関係者及び納入業者に対して周知徹底を図るものとする。

(3) 特殊な役務の検収

特殊な役務（データベース・プログラム・デジタルコンテンツの開発・作成、機器の保守・点検など）に関する検収については、成果物及び完了報告書等の履行が確認できる書類により検収を行うとともに、必要に応じ、抽出による事後チェックなどを含め、これに係る仕様書、作業工程などの詳細を発注者以外の者がチェックする。また、成果物がない機器の保守・点検などの場合は、検収担当者が立会い等による現場確認を行うこととする。

(4) 出張の事実確認

出張者への旅費の支給に当たっては、伊達市職員等旅費条例（昭和56年条例第5号）及び伊達市職員等旅費支給規則（昭和56年伊達市規則第9号）に定める出張の手順により行う。

(5) 人件費・謝金の事実確認

人件費・謝金の支払にあたっては、伊達市教育委員会臨時職員等取扱要綱（昭和58年教育委員会訓令第2号）及び伊達市会計規則（昭和54年伊達市規則第14号）に定める支払手順により行う。また、出勤の確認は、伊達市教育委員会職員服務規程（昭和60年教育委員会規程第2号）に基づく出勤簿への押印によるとともに、研究者が行っている作業従事の実事確認に加えて、事務担当者による本人への事実確認により行う。

(6) 誓約書の提出

すべての研究者等は、公的研究費の適正な運営・管理を遵守するため、研究所の定める誓約書を提出する。

## 5 情報発信・共有化の推進

### (1) 公的研究費の使用に関するルール等

公的研究費の使用に関するルール等について、館内外からの相談を受け付ける窓口及び研究活動上の不正行為に関する告発窓口を設置し、研究所ホームページ等により外部に公表する。

### (2) 公的研究費の不正への取組等

公的研究費の不正への取組、体制等について職員に周知するとともに、研究所ホームページ等により外部に公表する。

## 6 モニタリングの在り方

### (1) モニタリング体制

コンプライアンス推進責任者は研究者及び事務職員と連携して本計画の進捗及び不正を防止するための具体的対応等について、モニタリングを行うものとする。

### (2) 監査の実施

① 監査は、研究所の会計処理が正当な証拠書類等により事実に基づいて処理され、帳票等が関係規程等に従って適正に記録されているか否かについて内部監査を行う。

② 監査は、モニタリング及び内部監査に関して最高管理責任者と直接協議できるものとする。

## 7 不正防止計画の点検、評価

本計画において策定した項目は、公的研究費の不正防止のため、当面の間に取り組むべき措置であり、防止計画推進担当者は常に公的研究費の適正な運営及び管理、公的研究費に係る不正を発生する要因の把握及び分析に関する情報収集に努め、不正防止計画の点検評価を行いながら、必要に応じてその見直しを図る。

## 附 則

この計画は、平成28年4月1日から施行する。